

置戸町私有林整備事業補助金の概要

事業目的

森林施業の低コスト化を図りつつ、森林整備を計画的に推進することにより、森林の有する多面的機能の維持・増進を図ることを目的とする。

事業概要

私有林における森林経営計画に基づく下記森林施業に対する助成

【補助対象事業】

- ⌘ 除伐
- ⌘ 保育間伐
- ⌘ 間伐
- ⌘ 枝打ち
- ⌘ 鳥獣害防止施設等整備
 - ・殺そ剤散布
 - ・侵入防止柵 など
- ⌘ 森林作業道整備(除伐、保育間伐、間伐、枝打ちと一体的な実施に限る)

事業主体

- ⌘ 森林経営計画の認定を受けた者(森林組合等)
- ⌘ 町と分収契約を締結している者

補助率等

- ⌘ 標準経費×68%(国庫補助事業と同じ)
 - ・標準経費は北海道が定める標準単価から算定
 - ・標準単価は北海道が定める「造林事業標準単価」を使用
- ⌘ 除間伐については、町で実施している上乗せ助成(民有林振興事業補助金)に該当する場合は、同額を加算(10,000円/ha)
- ⌘ 除伐、保育間伐、間伐、枝打ちの冬季施行については除雪費(4,500円/100m)も加算(町独自)
- ⌘ 補助事業実施個所については、国庫補助事業同様に転用・皆伐を制限

申請等

- ⌘ 国庫補助事業(公共)同様に事後申請方式とする
- ⌘ 定期の申請期限を設けて補助申請を受付、検査、査定、交付決定を行う

事業展開

- ⌘ 国庫補助と譲与税事業の2つの事業(財源)により、事業量を安定的に確保
 - ・道&町の上乗せ補助がある植栽事業は国庫補助で実施
 - ・伐木系事業、鳥獣害対策、森林作業道整備を2つの事業で実施
 - ・国庫補助が不足する場合に譲与税事業の活用など、実情に応じてバランスよく実施